

■第4節 診断穿刺・検体採取料

通則1. 手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。
2. 処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。

留意点 (令和8年3月5日 保医発0305第6号)

- 1 各部位の穿刺・針生検においては、同一部位において2か所以上行った場合にも、所定点数のみの算定とする。
- 2 診断穿刺・検体採取後の創傷処置については、「J000」創傷処置における手術後の患者に対するものとして翌日より算定できる。
- 3 省略
- 4 「D409」リンパ節等穿刺又は針生検から「D413」前立腺針生検法までに掲げるものをCT透視下に行った場合は、「E200」コンピューター断層撮影(CT撮影)の所定点数を別途算定する。ただし、第2章第4部第3節「コンピューター断層撮影診断料」の「通則2」に規定する場合にあっては、「通則2」に掲げる点数を算定する。

(令8.3.5 厚生労働省告示第69号)

区 分	点数(点)	注 釈
D409-2 センチネルリンパ節生検(片側)		注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳癌の患者に対して、1については放射性同位元素及び色素を用いて行った場合に、2については放射性同位元素又は色素を用いて行った場合に算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
1 併用法	5,000	
2 単独法	3,000	留意点 (令和8年3月5日 保医発0305第6号) (1) 触診及び画像診断の結果、腋窩リンパ節への転移が認められない乳がんに係る手術を予定している場合のみ算定する。 (2) センチネルリンパ節生検を乳房悪性腫瘍手術と同一日に行う場合は、「K476」乳腺悪性腫瘍手術の注1又は注2で算定する。 (3) センチネルリンパ節生検に伴う放射性同位元素の薬剤料は、「D500」薬剤として算定する。 (4) 放射性同位元素の検出に要する費用は、「E100」シンチグラム(画像を伴うもの)の「1」部分(静態)(一連につき)により算定する。 (5) 摘出したセンチネルリンパ節の病理診断に係る費用は、第13部「病理診断」の所定点数を算定する。